

## Ⅱ. 学校法人運営の適正化について

# 学校法人経営に係る文部科学省の取組

## ◆ 学校法人運営調査

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とし、昭和59年より実施。2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

・文部科学省組織規則(抄)(平成13年文部科学省令第1号)

第45条 高等教育局に、科学官、視学委員及び学校法人運営調査委員を置くことができる。

4 学校法人運営調査委員は、命を受けて、文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営について特に指定された事項に関する調査、指導及び助言に当たる。

・H27より委員を増員  
30→35名

指導・助言

学校法人運営調査委員

<書面審査、実地調査等を実施>

財務面

管理  
運営面

教学面

指導・助言に対する  
改善状況報告

・H27より調査校数を拡充  
年間30→50法人程度

2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

各学校法人

※参考:委員構成

- ・私学理事(長)、学長/経験者
- ・弁護士
- ・公認会計士
- ・研究者/教授
- ・行政経験者
- ・民間経験者(マスコミ・ジャーナリスト等)

対象:全文部科学省所轄学校法人  
制度発足以来、延べ約1200法人に調査を実施

## ◆ 経営状況の改善・指導

経営状況の特に厳しい学校法人については、ヒアリングの実施や、経営改善計画(5カ年)の作成など、毎年度、改善状況の報告を求めるとともに、経営状況が改善するまで個別に指導を継続。

連携(情報共有・意見交換)

文科省

経営改善計画の提出・報告等



経営指導等

学校法人

経営相談等



経営改善計画の作成支援等

私学事業団

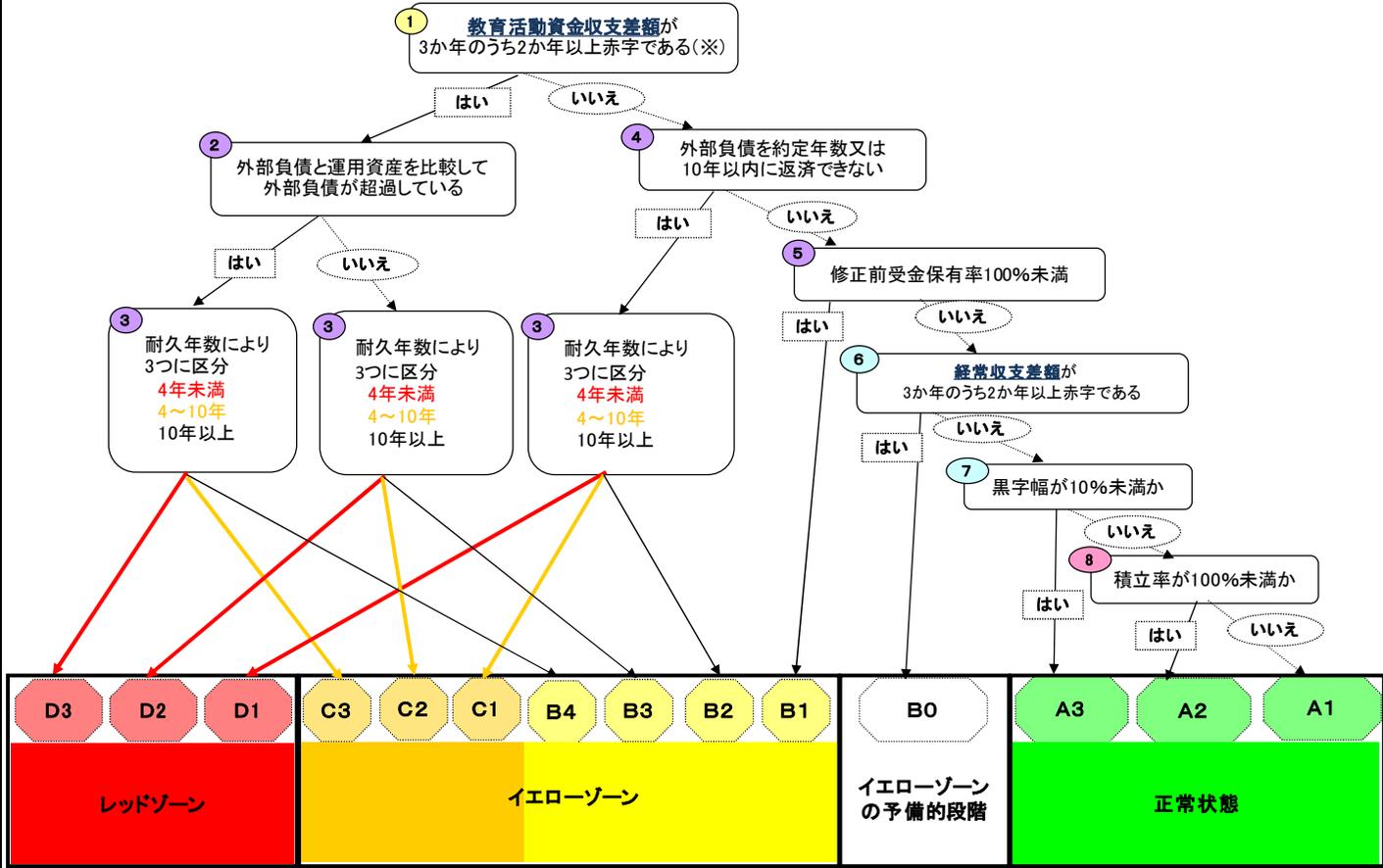
# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項 (1)

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会 /評議員会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事/評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け /届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
		会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		学校法人設立時の財産目録の備え付け
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正
		諸規程の整備
		・情報公開に関する規程
		・公益通報に関する規程

# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	経常経費依存率	教育研究条件の充実向上(経常経費依存率(消費支出/学生生徒等納付金)の向上)
	収益事業	収益事業の再開等その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄付行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 /定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実質化
	教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮

○定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体) H27年度～



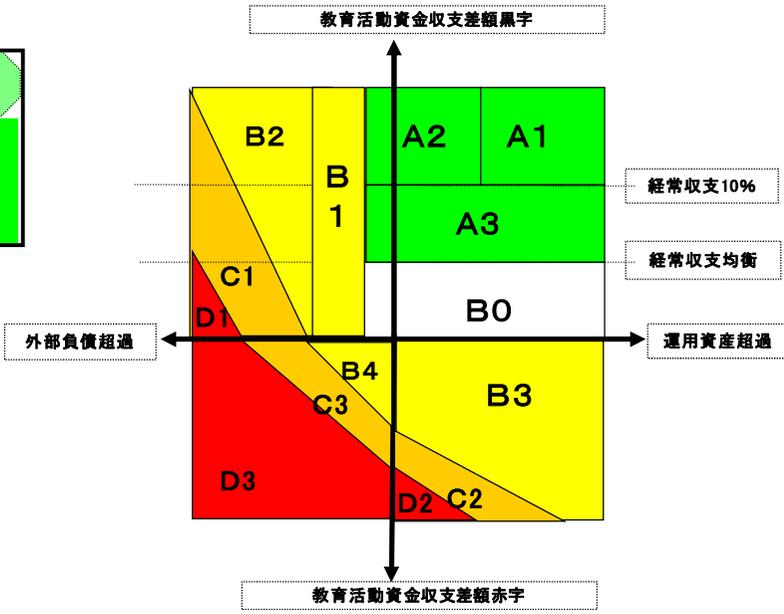
**1 教育活動資金収支差額**  
3か年のうち2か年以上赤字である(※)

1 教育活動資金収支差額  
一般に学校法人の破綻は資金ショートにより起こると考えられるため、経営悪化の兆候を早期に発見し、経営破綻を防止するためには、1年間の経常的な教育研究活動の結果として現金が生み出せるかが重要になる。

**2 3 4 5 運用資産は十分か、外部負債は返済可能な額か**  
教育活動資金収支差額が赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなる。特に多額の外部負債がある場合には将来的に返済可能な額かが問題にある。黒字の時でも、外部負債が過大であれば同様の問題がある。また、期末の運用資産が少なすぎる場合もリスクが大きい。

**6 7 経常収支差額**  
経常収支差額が黒字でなければ自己資本を取り崩すことになるため正常状態とはいえない。また経常収支差額が黒字であっても、基本金組入相当の黒字が生じていなければ経常収支は均衡しないため黒字幅で2つに区分した。

**8 積立率**  
減価償却累計額等の要積立額に対して運用資産の蓄積が十分になされているか。



**●教育活動資金収支差額**

**【教育活動資金収入】**  
学納金収入 + 手数料収入 + 特別寄付金収入(施設設備除く) + 一般寄付金収入 + 経常費等補助金収入(施設設備除く) + 付随事業収入 + 雑収入

**【教育活動資金支出】**  
人件費支出 + 教育研究経費支出 + 管理経費支出 + 調整勘定等

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

- 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務
- 運用資産とは現金預金 + 特定資産 + 有価証券
- 耐久年数とはあと何年で資金ショートするかを表わし、原則として修業年限を基準に設定(大学法人4年未満、短大法人2年未満、高校法人3年未満)
- 修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金
- 経常収支差額 = 経常収入(教育活動収入計 + 教育活動外収入計) - 経常支出(教育活動支出計 + 教育活動外支出計)
- 積立率 = 運用資産 ÷ 要積立額(減価償却累計額 + 退職給与引当金 + 2号基本金 + 3号基本金)

# 大学のガバナンス改革の推進について(概要)

- 「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化
- グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ **各大学**は、主体的・自律的にガバナンス体制の**総点検・見直し**を行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。  
学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ **国**は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、**効果的な制度改正**と**メリハリある支援**を実施。
- ◇ **社会**は、大学と積極的に関わり、**学長のリーダーシップ**を後押し。

大学

## 1. 学長のリーダーシップの確立

**【学長補佐体制の強化】**総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

**【人事】**ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

**【予算】**学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

**【組織再編】**ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

## 2. 学長の選考・業績評価

◆選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定

◆安定的な運営ができる学長任期の設定

◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

## 3. 学部長等の選考・業績評価

◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

◆学長による学部長等の業績評価

## 4. 教授会の役割の明確化

◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議

◆設置単位の再点検

◆審議事項の透明化

## 5. 監事の役割の強化

◆ガバナンスの監査

◆監事の常勤化を推進

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

### <国公立共通の支援>

- ☆制度改正を通じた支援(所要の法令改正)
- ☆予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)
- ☆評価、監査、大学団体等との協力

- 教授会の役割の明確化
- 学長補佐体制の充実(副学長、高度専門職)等

### <国立大学法人への支援>

- ☆国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)
- ☆第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

- 監事機能の強化
- 経営協議会の構成の見直し等

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

## ○ 学校教育法における教授会の役割（第九十三条関係）

- 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする。
- 教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする。

## ○ 学校法人理事会と教学組織

- 理事会は、学校法人の経営に対して最終的な責任を負う。
- 理事会が教育研究に関する事項について、教学組織の意向を十分に尊重することも必要。  
（特に、学生の入学・卒業の審査、学位授与の審査、教員の研究業績の審査等）
- 経営事項と教学事項の調整の仕組み
  - ※ 学長だけでなく、副学長や学部長を理事とするなど理事会の構成の工夫
  - ※ 理事会と大学執行部との定期的な意見交換など

（中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」より）

# 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について（概要）

## 趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 学校教育法の一部改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

### 2. 国立大学法人法の一部改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

## 施行期日

平成27年4月1日

# 学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について (1)

26高私参第9号  
平成27年3月31日

文部科学省高等教育局私学部参事官 通知

## 学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について (通知)

保護者等関係者からの寄付金等の取扱いについては、平成14年10月1日付け文科高第454号文部科学事務次官通知「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」により、お知らせしているところです。

各学校法人においては、適切に会計処理が行われていることと存じますが、今般、一部の学校法人において、教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等について、不適切な取扱いが行われているという事態が発生しました。

ついては、上記通知の趣旨を再度御理解いただき、学校法人が保護者等関係者から教育研究に直接必要な経費に充てるために受け入れた寄付金等は、すべて学校法人が直接処理し、学校法人会計の外で経理することなどが無いよう、改めてお願いいたします。

また、教材料等の取扱いについても学校法人会計基準の趣旨にのっとり適切に処理されるようお願いいたします。

あわせて、新学校法人会計基準が平成27年4月1日から適用となることも踏まえ、従来からの慣行にとられることなく、会計処理の全般にわたり、必要に応じて点検や改善を行うほか、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すようお願いいたします。

# 学校法人における寄付金等及び教材料等の適正確保について（2）

27高私参第13号  
平成27年12月24日

文部科学省高等教育局私学部参事官 通知

## 学校法人における会計処理等の適正確保について（通知）

学校法人の教育研究に直接必要な経費に充てられるべき寄付金及び保護者等から徴収している教材料等の取扱いについては、平成27年3月31日付け26高私参第9号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について」により、お示ししているところです。

今般、学校法人や私立学校の諸活動に対して、在学生保護者等関係者に対し負担を求めているものに係る会計処理の実態を把握するための調査を実施したところですが、各学校法人におかれては調査に御協力いただきありがとうございました。

調査結果については、別添のとおりですので、各学校法人におかれては、下記の事項に留意し、必要に応じて取扱いの見直しを行うなど、今後とも会計処理等について適正を期すようお願いいたします。

### 記

1. 学校法人に対して、在学生保護者等関係者から支払われる金銭等については、学校法人会計基準の趣旨にのっとり、学校法人が管理する会計帳簿に適切に記載すること。なお、会計帳簿に記載すべきかどうかについては、收受した金銭の徴収根拠や契約の実態について個別に精査した上で判断すること。
2. 教職員等が実費や経過的な金銭を徴収する場合であっても、学校法人が收受した金銭であることから、学校法人の責任において適切な会計処理を行うこと。
3. 学校法人において適切な管理がなされない場合、紛失、盗難、用途不明又は担当者等による私的流用等の不適切な取扱いが生じるおそれがあるため、管理体制を確立すること。

# 平成26年4月 私立学校法改正の概要（私学法第60条、63条関係）

## 1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

## 2. 概要

### (1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

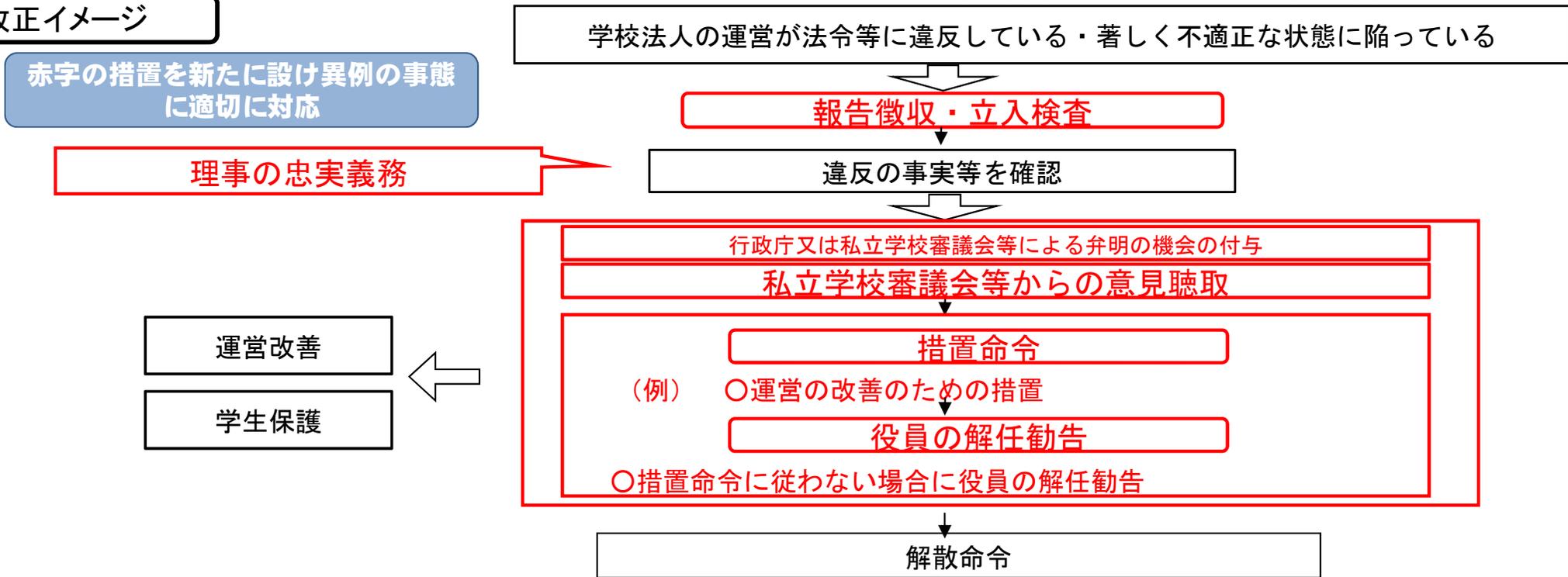
### (2) 報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

### (3) 忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

## 3. 改正イメージ



## 4. 施行期日

平成26年4月2日

大学スポーツの振興に関する検討会議 中間とりまとめ(抄)  
平成28年8月 文部科学省

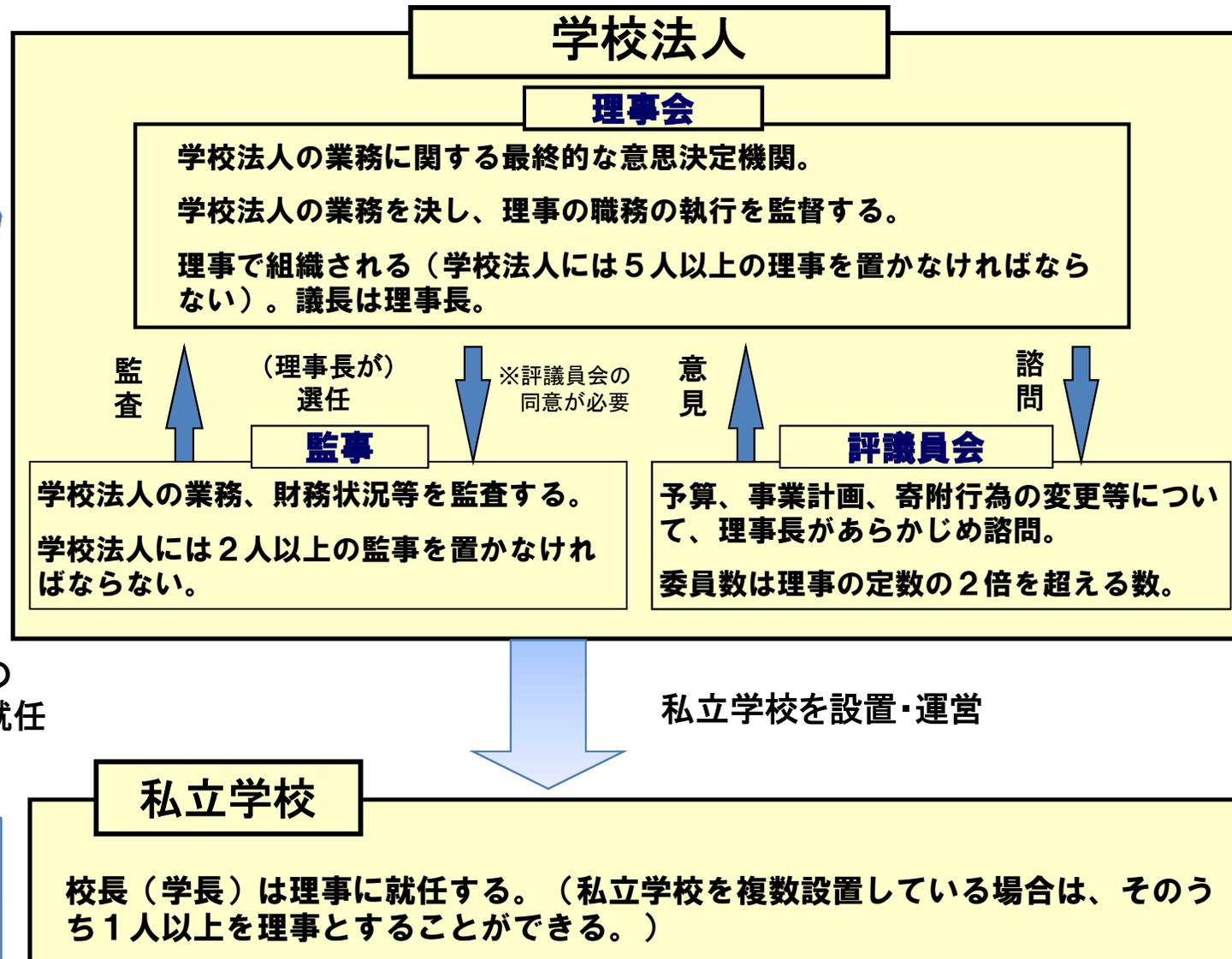
大学の部活動の管理体制の明確化と会計等の透明性の確保

- 運動部を含めた大学の部活動は、学生を中心とした自主的・自律的な運営が多く、その会計については、大学が、部活動を行う団体への公認や、助成等を通じて収支等の状況を把握している場合もあるが、透明性の確保については各団体に委ねられている部分も大きい。一方、企業を含めた社会からのさらなる支援や応援を得て、大学スポーツの振興を図っていくためには、部活動に携わる学生・保護者に対してはもとより、社会に対しても、収入とその使途についてしっかりと説明できるよう、会計の透明性の向上を図っていくことが重要である。
  
- なお、大学の体育会を法人化している大学もあり、そのような仕組みも参考にしつつ、スポーツ関係分野を一体的に統括する部局が中心となって、部活動の会計の透明化や運営の在り方について検討を行い、社会への説明責任を積極的に果たしていくよう、大学として各部活動に促していくことも有効と考えられる。

# Ⅲ. 学校法人監事制度について

# 学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の**最高意思決定機関は、合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



- 【理事会】**  
学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関  
理事の職務の執行を監督  
私立学校の校長を理事として選任
- 【監事】**  
学校法人の業務、財務状況等を監査
- 【評議員会】**  
予算、事業計画、寄附行為の変更等に意見  
(理事長があらかじめ諮問)

# 私立学校法の監事の職務等

(役員を選任)

## 第三十八条

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員職務)

## 第三十七条

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

# 私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(抄)抜粋 (平成16年7月23日文科科学事務次官通知)

## 第三 留意事項

### 1. 私立学校法の一部を改正する法律

#### (1) 学校法人の管理運営制度の改善

##### ② 監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。

イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。

カ 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの所轄庁又は理事会及び評議員会への報告については、監事において当該内容や状況等に応じて適切に判断すべきであるが、仮に理事会及び評議員会に報告した場合に理事会又は評議員会において適切な対応がなされない場合には、所轄庁に報告されたいこと。

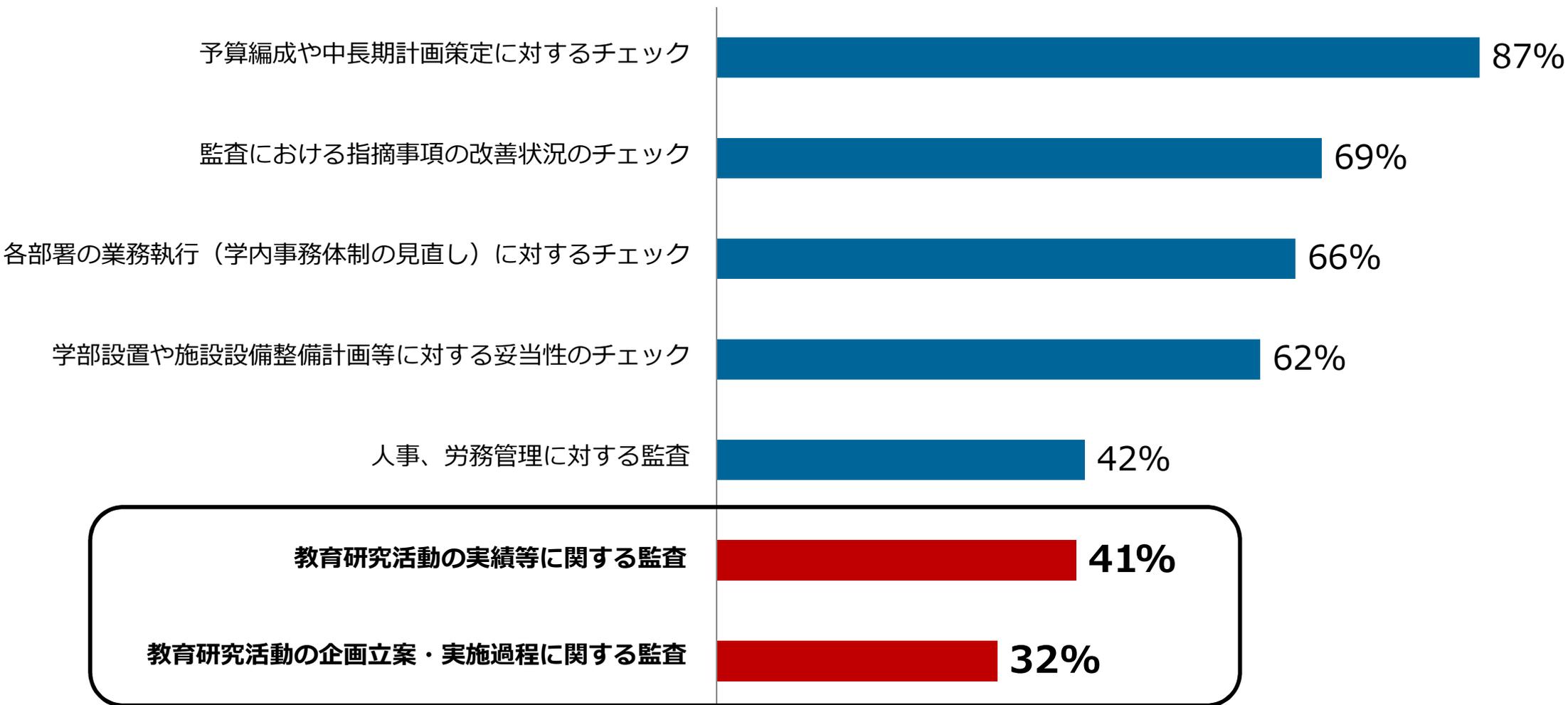
キ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等監査の充実を図るための取組が期待されること。

「監査の対象は財務にかかわる部分に限られるものではなく、学校法人の業務の中心である学校の運営に関しても対象に含まれることとなる。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではないが、学部・学科の新増設や教育・研究における重点分野の決定、学生・生徒の募集計画等の教学的な面についても対象とすることが求められる。

監査の内容としては、予算決算や中長期計画の策定(学部等の設置、学内事務体制の見直し、施設設備の整備等)に対する意見陳述、外部監査において指摘された事項の改善状況や事業計画の達成度の確認などが考えられる。また、適正性の観点だけにとどまらず、法人の運営上明らかに妥当ではないと判断される場合には指摘をすることも必要である。」

# 業務監査の内容（学校法人）

- 業務監査の内容として、「教育研究活動の実績等に関する監査」「教育研究活動の企画立案・実施過程に関する監査」を行っている法人は約3～4割にとどまる。

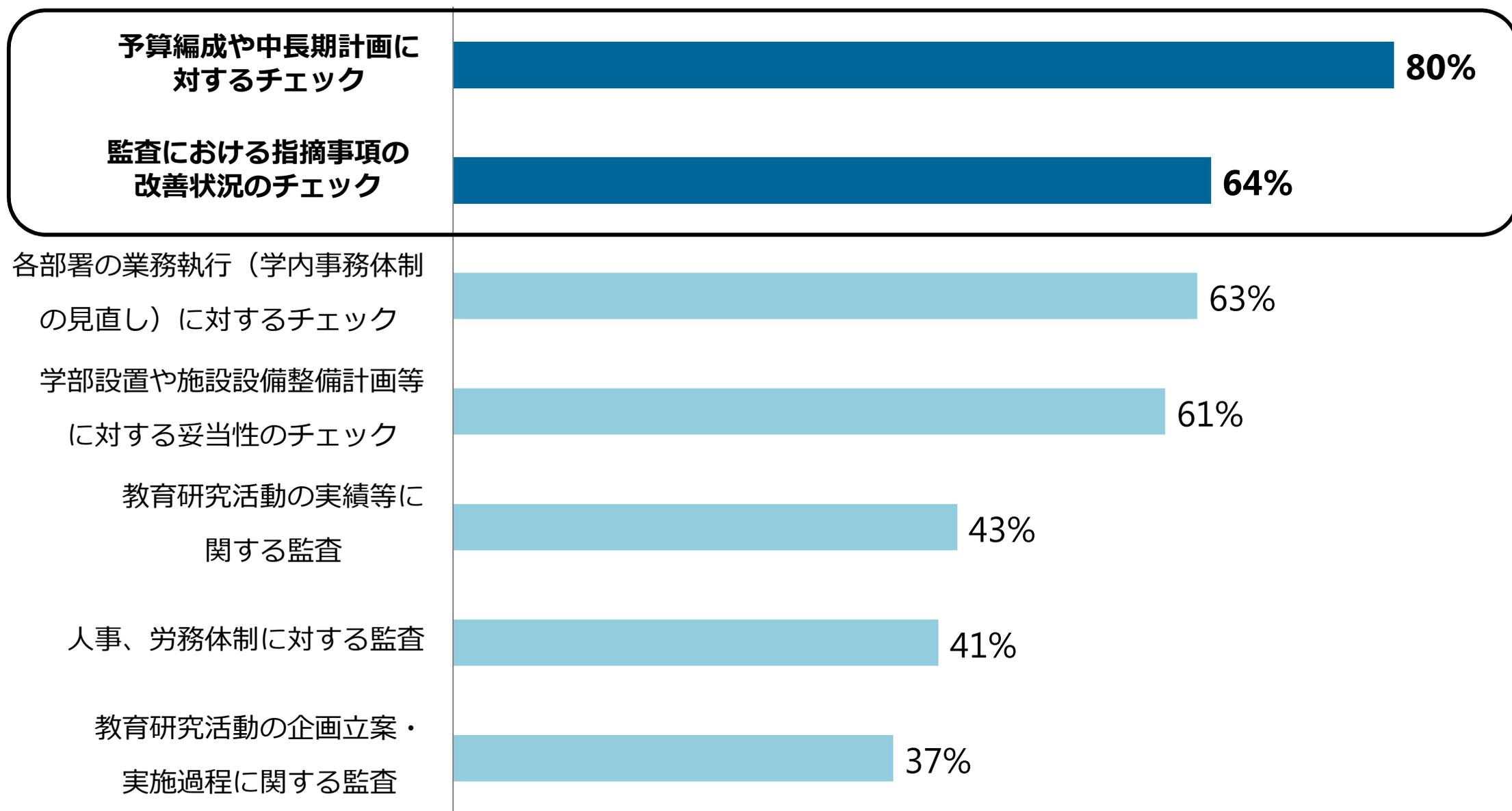


（回答数 大学法人・短期大学法人622法人）

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

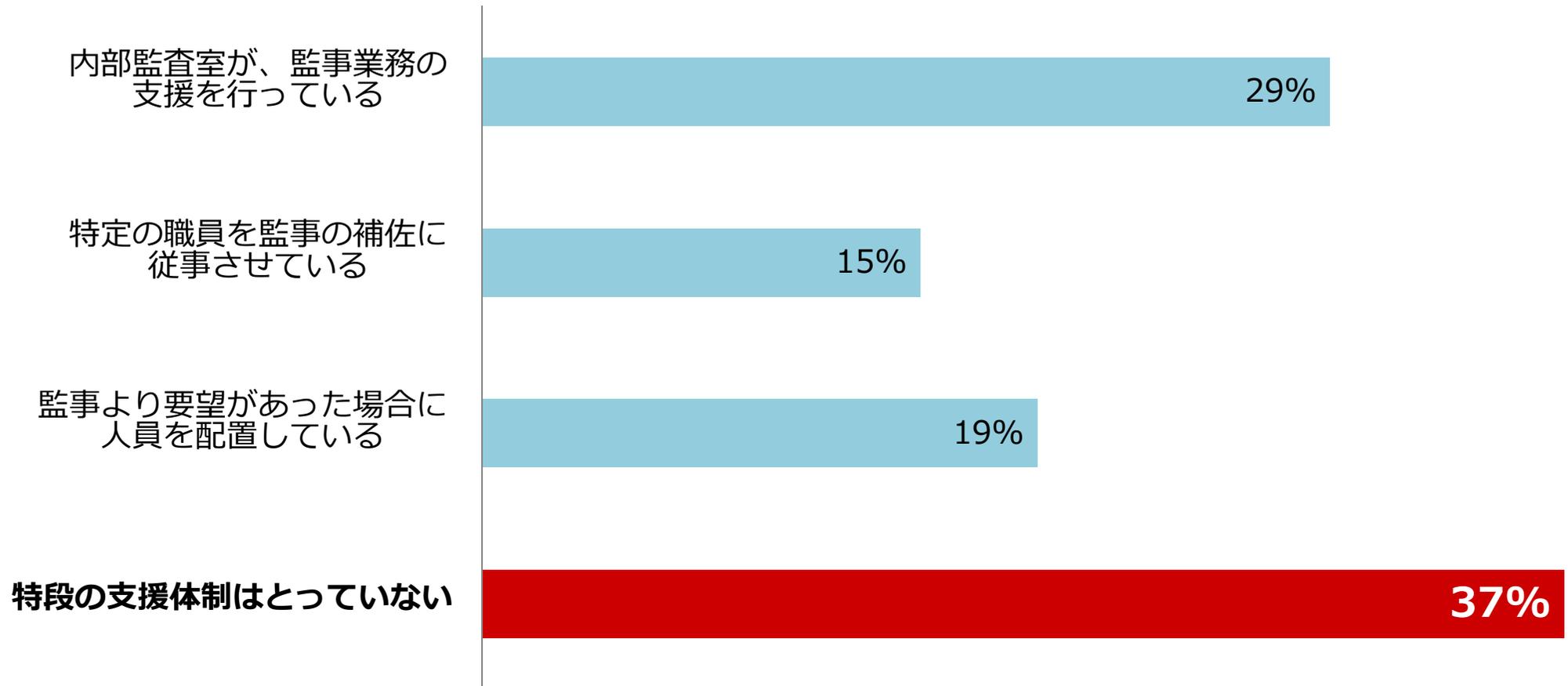
# 監事に今後期待する役割

- 「予算編成や中長期計画に対するチェック」や「監査における指摘事項の改善状況のチェック」に対する期待が高い。



# 監事のサポート体制（学校法人）

- 監事監査実施のための法人内のサポート体制として、特段の支援体制を取っていない学校法人は約4割。



（回答数 大学法人・短期大学法人622法人）

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

## 「大学のガバナンス改革の推進について」(審議まとめ) (平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会)(抄)

### Ⅲ 大学のガバナンス改革の推進について

#### 7. 監事の役割の強化

- 監事は、単に財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等についても監査することが必要である。監事が各々のキャリアの強みを生かしつつ、広範な業務に取り組むことができるよう、そうした役割を担うにふさわしい監事を、広く学外を含めて求めることが重要である。
- 監事がこうした役割を果たしていくためには、重要な会議への出席、事務局からの資料提出、情報提供、内部監査組織の充実など様々な観点からのサポート体制の整備とともに、大学の規模等に応じて、できる限り常勤の監事を配置するように努めていくべきである。

# 教学監査における監査項目の例

## 教学監査の具体的内容の例

1. 自己点検・評価の取り組み確認
  2. 受験生の確保方法と結果の適切性の確認
  3. 学生の留年、除籍、中途退学者の状況把握と対策の確認
  4. 学生に対する進路・指導状況の確認
  5. 各教員の講義担当コマ数の確認
  6. 講義の休講と補講の関係の確認
  7. 学生・保護者の満足度の確認
  8. 学部学科の新增設状況の確認
  9. 教育・研究における重点分野の確認
  10. 教員の外部資金獲得状況の確認
  11. 教職員の研修(FD・SD等)受講状況の確認
  12. 各設置学校の事件、事故、訴訟状況の確認
- ほか

(出典)私立大学等の振興に関する検討会議(平成28年6月14日) 竹石 爾委員発表資料

## 監事の役割の強化

- 財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、大学内部の意思決定システムをはじめとした大学ガバナンス体制等、法人の業務全般について監査。  
（特に、教学監査の充実を）
- 理事長等の監事の役割に対する理解（粗探しではなく、意思決定を支えるもの）、理事長と監事の良い関係の構築。
- 適格者の選任、業務と責任に応じた報酬、監査のサポート体制の整備（、常勤化）。

# 監事監査の適正化について

監事監査は、法人運営の悪い部分を粗探しされてしまうものではなく、監事から適切なアドバイスをもらい、それを法人運営に生かすためのもの。

## ○監事として適格な者を選

名誉職としての監事ではなく、知識と経験を持ち、積極的に行動する者を選ぶ。

## ○監事監査の重要性や監査協力依頼を法人内に周知

特に、教学監査の場合など、教職員の協力が必要。

## ○監事と理事長との良好な関係の構築

なれ合いの関係ではなく、互いの立場を尊重した上で、何でも言い合える人間関係を構築しておくことが重要。

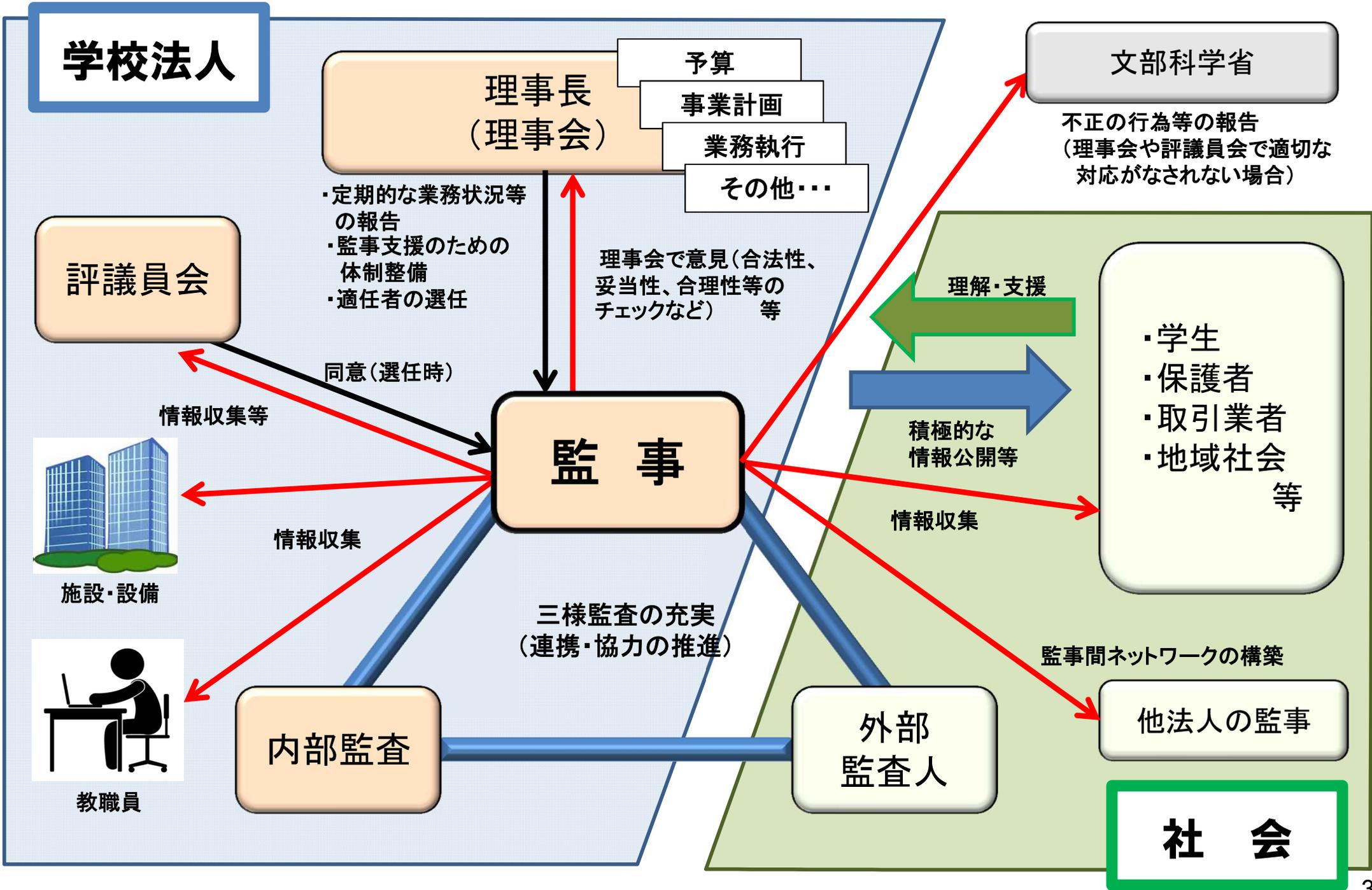
## ○監事の業務や責任に応じた報酬の支払い

無給で何もしない監事ではなく、しっかり仕事をしてもらい、それに見合った報酬を支払う。

## ○監事の常勤化

監事監査の重要性から、できる限り常勤化。学校法人全体で10%弱。

# 監事の役割への期待



## IV. 文部科学省による私学振興の取組について

# 平成28年度予算（私立大学等関係予算）のポイント

私立大学等経常費補助	3,153億円（3,153億円）	※括弧内は27年度予算額。数字は概数。
私立大学等教育研究活性化設備整備費	23億円（46億円）	
	【このほか、復興特別会計 18億円（28億円）】	

## 1. 一般補助【2,701億円（2,711億円）】

○ 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。

\* 私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約86%

## 2. 特別補助【451億円（441億円）】

○ 2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や教育研究改革に取り組む大学等に対し、重層的に支援。

① 地方に貢献する大学等への支援【14億円（12億円）】

② 経済的に修学困難な学生に対する授業料減免の充実【86億円（85億円）】

\* 減免等対象人数：4.5万人（0.3万人増）

○ 被災学生に対する授業料減免に対する支援や、被災3県に所在する大学等の教育環境整備、福島県内の大学等の学生経費の単価増、外部リソースを活用した教育プログラム、学生募集経費に対し、引き続き支援【18億円（28億円）※ 復興特別会計】。

## 3. 「私立大学研究ブランディング事業」【50億円（新規）】 ※上記の特別補助の内数

○ 学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。\* 施設・装置費【5.5億円】、設備費【17億円】と合わせ、計72.5億円（新規）

## 4. 「私立大学等改革総合支援事業」【167億円（144億円）】 ※上記の一般補助・特別補助の内数

○ 教育の質的転換等や入学者選抜等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対して重点的に支援する。

\* 活性化設備費【23億円】、施設費【11億円】と合わせ、計201億円（201億円）。

## 5. 「私立大学等経営強化集中支援事業」【45億円（45億円）】 ※上記の特別補助の内数

○ 2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革に取り組む私立大学等に対し重点的に支援する。

# 私立大学研究ブランディング事業

平成28年度予算額 72.5億円【新規】

[ 施設・装置：5.5億円 設備：1.7億円 経常費：5.0億円 ]

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

## タイプA【社会展開型】 (Research Center for Society)

### 支援対象

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する研究

- ・特定の地域あるいは分野における、地域の資源活用、産業の振興・観光資源の発掘・文化の発展への寄与、起業や雇用の創出等を目的とするもの
- ・申請は地方大学※1又は中小規模大学※2に限定

※1 三大都市圏（定義は首都圏整備法等を活用）以外に所在

※2 収容定員8,000人未満

## タイプB【世界展開型】 (Research Center for the World)

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究

- ・学際・融合領域・領域間連携研究により新たな研究領域の開拓、生産技術の確立や技術的課題への大きな寄与、国際連携等のグローバルな視点での横断的取組、社会的ニーズに対応した知の活用等を目的とするもの

### 選定方法イメージ

【研究体制】学長のリーダーシップの下で全学的優先課題としての設定や研究体制の整備の状況

- 事業計画への記載、学内予算及び人的資源の重点的・効率的配分、教育への展開計画の策定など、全学的優先課題として位置付けされているか。
- 研究活動・研究業績に係る点検・評価を実施し、その結果を研究組織あるいは全学的な管理運営に反映する体制が整備されているか。
- 研究活動の進捗管理及び支援に係るマネジメント体制、学内外の連携体制が整備されているか。等

研究体制と研究内容を総合的に審査

### 【研究内容】

- 期待される研究成果が明確であり、全学的優先課題として適切か。
- 研究成果が波及する対象との連携体制が整備されているか。
- 打ち出そうとするブランド力に独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。等

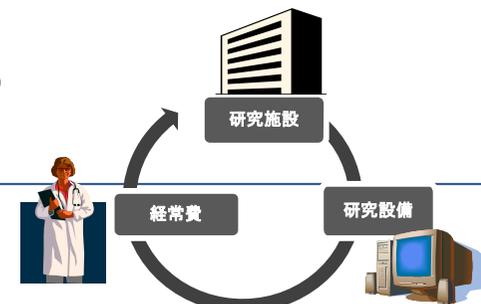
### 【研究内容】

- 科学的・技術的意義や社会的・経済的意義がある研究内容か。
- 研究成果が貢献・寄与する程度が明確に想定され、実現可能性があるか。
- グローバルな視点・独自性・新規性があり、研究内容との関連が明確にされているか。等

30～40件程度選定

### 補助条件イメージ

- ・各年度の申請は1大学1件限り
- ・文部科学省ホームページやシンポジウム等において各大学が打ち出す研究ブランド力を集約して発信
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付け
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円（予定）、設備500万円 経常費は最大5年間にわたり措置



# 私立大学等改革総合支援事業

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 教育の質的転換の取組について重点的に措置するとともに、高大接続改革に取り組む大学を追加的に支援(タイプ1)。また、大学の特色に応じて申請できるタイプ2～4も充実。
- 対象は、延べ670校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)。
- 3年間の事業実績を踏まえて、設備費を縮減する一方、経常費増額により採択校を拡充。

平成28年度予算額

201億円(201億円)

経常費	167億円	(144億円)
活性化設備費	23億円	(46億円)
施設・装置費	11億円	(11億円)

## 基本スキーム

### タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏(過疎地域は除く)にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

### タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

### タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
  - 外国人教員・学生の比率
  - 地域のグローバル化への貢献 等
- ※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

### タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施 等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を追加的に支援(新規)

＜評価する取組(例)＞

- 多面的・総合的な入試への転換
- 高等学校教育と大学教育の連携強化
- アドミッションオフィス等の組織改善
- 追跡調査など選抜方法の妥当性の検証 等

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

## 基本スキーム

**対象期間**：平成27～32年度（2020年度）までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

**支援対象校**：地方の中小規模私立大学等のうち**最大150校程度**

※三大都市圏以外に所在（三大都市圏の定義は首都圏整備法等を活用するが、平成27年度の対象地域に所在する大学等は対象とする。）、収容定員2,000人以下

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額（Bのみ）により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

**選定・配分**：経営改革に向けた取組（経営の新陳代謝）を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数（目安）	配分額
タイプA（経営強化型）	80%～107%	50%程度・60～70校程度	3,000万円（平均）
タイプB（経営改善型）	50%～80%	70%程度・70～80校程度	3,500万円（平均）

## 主な評価項目例

### ◆経営状況の把握・分析

- ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

### ◆組織運営体制の強化

- ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- ・監査体制の強化

### ◆学生募集・組織改編

- ・地域における入学志願動向調査の実施
- ・定員規模の見直し、学部等の改組（Bのみ）

### ◆中長期計画の策定等

- ・中長期計画の進捗管理と見直し（PDCA）
- ・中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB 枠での申請には、「経営改善計画」（財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画）の策定・提出を必須とする。

### ◆人事政策・経費節減等

- ・人事考課の導入
- ・経費節減目標の設定

### ◆他大学等との連携

- ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
- ・他大学との学内施設等の共同利用

### ◆地域・産業界との連携等

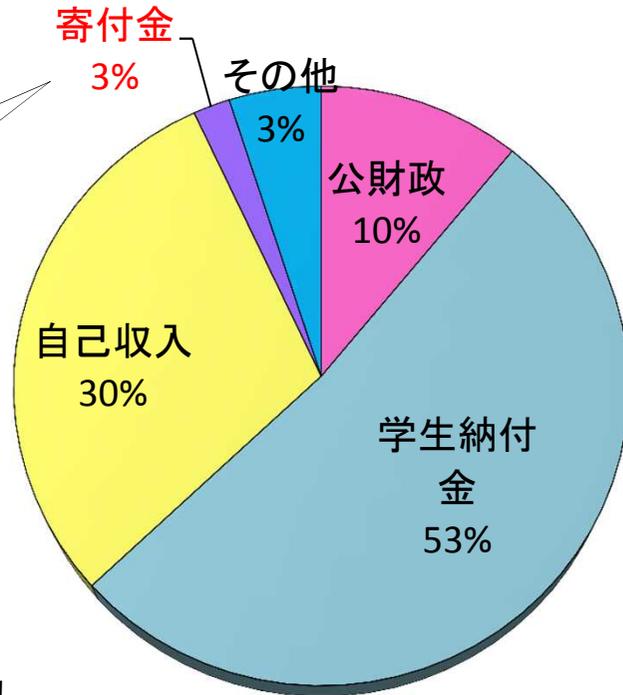
- ・地域経済への波及効果の分析
- ・地方公共団体・企業からの資金提供

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。（Bのみ）

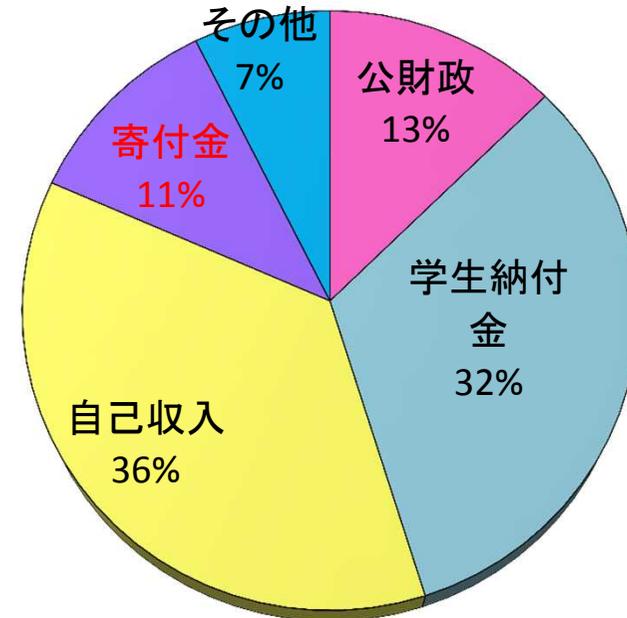
# 日本の私立学校の寄附の状況について

日本とアメリカの私立大学の全収入に占める寄附金の割合を比較してみると、日本の私立大学はアメリカの私立大学の1/4程度となっており、伸びる余地は十分にあります。

日本の私立大学法人



アメリカの私立大学



仮にアメリカと同程度の割合(約1割)まで拡充した場合・・・

**私立大学全体で約7,200億円の収入増(※)**

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「平成27年度今日の私学財政」(平成26年度決算の大学法人)

(出典) 連邦教育省の統計 (U.S.Department of Education, Digest of Education Statistics 2014, Table 333.40 )を元に作成。

(※) 日本私立学校振興・共済事業団「平成27年度今日の私学財政」より寄附金総収入(約1,800億円)が4倍になると仮定した場合の推計。

	個人寄附	法人寄附
日本(2011年)	5182億円	7168億円
米国(2012年)	25兆1790億円	2兆20億円
英国(2011年)	1兆6461億円	1097億円
独国(2005年)	6160億円	NA

**特に、我が国の個人寄附は諸外国と比して少なく、まだまだ伸びる余地が大きい。**

# 学校法人に係る税制の概要

## 《 学校法人に対する優遇措置 》

国税	法人税	<b>【教育研究事業】 非課税</b> <b>【収益事業】 課税 軽減税率 19%</b> 〔株式会社等の場合、税率23.4%〕 <b>※みなし寄附金の特例</b> （収益事業所得の教育研究事業への支出） 収入の50%（当該金額が年200万円未満の場合は200万円）まで損金算入可能 （通常の公益法人等は20%） <b>※収益事業の適用除外</b> 私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等
	その他の税目	<b>非課税</b> 所得税（利子、配当所得等）、登録免許税（目的外不動産を除く）、 印紙税（無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係るもの。H28.4.1以降の非課税の確認を受けた日～ H31.3.31に作成されるものについて適用。）
地方税		<b>非課税</b> 住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税（目的外不動産等を除く）

## 《 学校法人に対する寄附に係る優遇措置 》

寄附者		個人からの寄附	法人からの寄附
学校法人に直接の寄附	国税 ※1	<b>【税額控除額】</b> （平成23年度改正） $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\%$ <b>（所得税額の25%が限度額）</b>	/
	国税 ※2	<b>【所得控除額】</b> $\text{寄附金額} - 2\text{千円}$ <b>（総所得の40%が上限）</b> ☆	
	地方税	<b>【税額控除額】</b> $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$ <b>（総所得の30%が上限）</b> ☆	
日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附（受配者指定寄附金）		（☆に同じ）	寄附金全額の損金算入が可能

- （※1）次のいずれかの要件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人  
 ① 經常収入金額のうち、寄附金収入金額が20%以上を占めること  
 ② 3,000円以上の寄附を行った寄附者数が年平均100人以上であること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。  
 （1）実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（ア）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。  
 （2）実績判定期間内に、公益目的事業費用等が1億円に満たない年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（イ）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。  
 （ア）判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 × 5000 ÷ 定員等の総数（当該総数が500人未満の場合は500）  
 （イ）判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 × 1億 ÷ 公益目的事業費用等の合計額（当該合計額が1千万円未満の場合は1千万）  
 （ウ）寄附金額が年平均30万円以上
- （※2）税額控除対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人が寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。

## 最近の税制改正

○一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の**税額控除の導入**（平成23年度～）

○学校法人の定員・事業規模に応じ、**税額控除の対象法人となるための要件を緩和**  
 （定員については平成27年度～、事業規模については平成28年度～）

○無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用証書等に係る**印紙税の非課税措置の創設**（平成28年度～）

※税額控除制度指定法人数  
 335(約50%)  
 (平成28年4月現在)

※特定公益増進法人制度  
 指定法人数  
 581(約88%)  
 (平成28年4月現在)

# 学校法人に寄附をした場合の税制優遇について

個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、**一定額の控除を受けることができます。**

寄附金控除に係る制度は「**所得控除**」と「**税額控除**」の2種類があり、**寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。**

## 所得控除

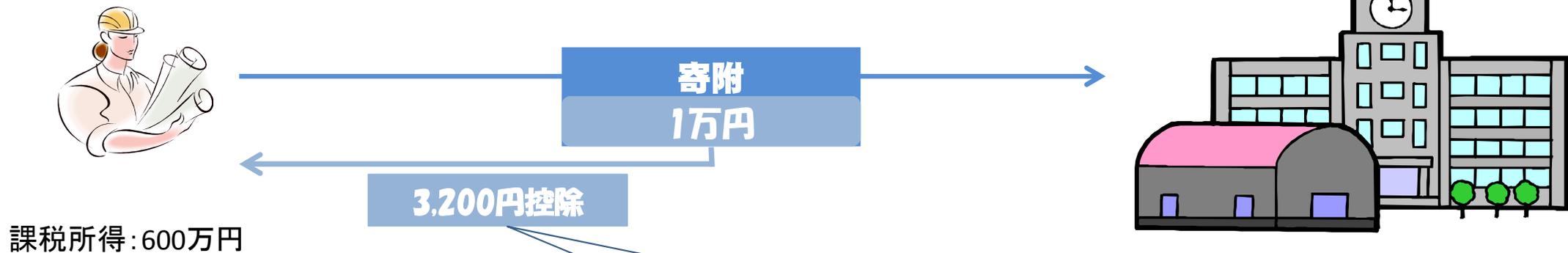
個人の所得税額の計算において、**年間の所得金額から寄附金額－2千円を控除。**

## 税額控除

個人の**所得税額から(寄附金額－2千円)×40%**を直接控除。

※所得税額の計算式 (年間の所得金額－各種控除額(寄附金控除含む))×所得税率＝所得税額

## 【寄附金控除のイメージ】



所得税率や控除上限額等を勘案し、**所得控除と税額控除のどちらか有利な方を選択**

※イメージは税額控除を活用した場合の控除額。

# 地方大学等創生5か年戦略（まち・ひと・しごと総合戦略）

## 【KPI(例)】

- 地域に誇りを持つ教育の推進
- 全学校で学校・地域との連携・協働体制を構築

○ 地方における自県内大学進学者の割合を平均36%まで向上（平成25年度全国平均32.9%）

○ 各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する。

○ 地域の企業等との共同研究数を7,800件まで高める（平成23年度5,762件）

○ 地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の就職時における県内就職の割合を平均80%まで向上（平成24年度全国平均71.9%）

小中学校等

高等学校、大学等進学

大学、高等専門学校、専修学校等

就職

社会人

## 地方大学等創生5か年戦略

### 1. 知の拠点としての地方大学強化プラン

地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進による地域貢献の活性化

- 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」を実施、地域社会と連携した課題解決に取り組む大学を評価・支援
- 国立大学において地域活性化の中核拠点としての機能等の強化を図る取組みを推進
- 私立大学等において経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する取組を推進

### 2. 地元学生定着促進プラン

大学進学時、大学卒業時の地方からの人口流出の低減、都市部の学生の地方就職の促進

- 奨学金(地方創生枠等)を活用した大学生等の地元定着や地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組を推進。
- 地方の学生が都市部の大学の授業を受けられるようICTの活用を推進。
- 大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について、資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。
- 地域に誇りを持つ教育の推進、学校を核とした地域活性化

### 3. 地域人材育成プラン

地方産業の振興を担い、地方課題の解決に貢献する人材を輩出。地域でグローバルな視点を持った人材が活躍。

- 大学等における地域産業を担う高度な地域人材を育成
- 高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における専門的職業人材の育成を推進
- 地域におけるグローバルリーダー育成(「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」等)

- 「国立大学の機能強化」
- 「人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化」
- 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」

- 「学校を核とした地域力強化プラン」
- 奨学金(地方創生枠等)を活用した大学生等の地元定着等

- 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」
- 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」
- 「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
- 「我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生イニシアティブ」

# 地方大学を活用した雇用創出・若者定着

## 1. 人口減少克服に向けて解決すべき現状の課題

- 地方からの人口流出は、**大学等進学時と大学等卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著。**
- 特に大学等卒業後の地方定住を促進するためには、**在学中から授業等を通じて地域との関わりを深める取組**や、**大学等の卒業生が地方に定住して働く雇用を創出する必要があるが、必ずしも十分な成果に至っていない。**

## 2. 自律的・持続的な社会創生に向けて地方が取り組むべき対策の方向性

- 地方の人口減少を克服していくため、地方公共団体と大学等が連携し、**人口の東京一極集中が顕著となる上記2時点に焦点を当て、学生が地域に残るための重点的な取組を進めることが必要。**具体的には、各地方が実情を踏まえた創意工夫を発揮しながら、以下の方向性に沿った対策を講じていくことが求められている。

- ≫ より多くの地方の若者が、地方大学等へ進学
- ≫ 地方大学等を卒業したより多くの若者が、就職時に地元企業等を選択
- ≫ 都市部の大学等に進学した若者も、就職時に地方へ環流

- 同時に、地方への定住の流れを継続させるためには、**大学等と地域の関わりを強化し、大学等有する専門知識を活かした産業振興・雇用創出等を図る対策を併せて実施することが必要。**

## 3. 地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組の促進

### ① 地方公共団体と地元産業界が協力し、学生の奨学金返還を支援するための基金を造成

- ・将来の地域産業の担い手として地方公共団体が指定する分野へ進学した学生に対し、文科省（独）日本学生支援機構）が無利子奨学金の優先枠（地方創生枠）を設けるなど一定の優遇措置を実施
- ・地元就職者等に対し、地方公共団体と地元産業界で造成する基金から奨学金返還の際に一定の給付を実施（基金造成について特別交付税措置）

### ② 地方公共団体と大学等が具体的な数値目標(※)を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着の取組を実施

- ・総務省は地方公共団体の取組に対して特別交付税措置により支援
- ・文部科学省は大学等の取組に対して補助事業により支援

※ ●●大学卒業生の県内就職率 ○%アップ、共同研究に基づく新事業による雇用創出 ○人 など

# V. 平成29年度概算要求について

# 平成29年度 私学助成関係予算要求の概要

29年度要求・要望額：4,761億円(+458億円)

## 私立大学等経常費補助 3,278億円(+125億円)

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保するとともに、建学の精神や特色を活かした改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

(1) 一般補助 2,734億円(+32億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援

(2) 特別補助 544億円(+93億円)

自らの特色を活かして改革に取り組む大学(地域で輝く大学やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等)に対する支援を強化

○地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業 5億円(新規)  
(上記の特別補助の内数)

地域の私立大学等が、自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域全体の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォーム形成や地域発展、大学間・産学連携など大学等の特色化・機能強化を支援

○私立大学等改革総合支援事業 229億円(+62億円)  
(上記の一般補助及び特別補助の内数)

教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学を重点的に支援

○私立大学研究ブランディング事業 86億円(+36億円)  
(上記の特別補助の内数)

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学を重点的に支援

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 112億円(+26億円)  
(上記の特別補助の内数)

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実  
特に、低所得層に対する授業料減免等について補助率の嵩上げを行う

## 私立大学等教育研究活性化設備整備事業 23億円(前年度同額)

私立大学等改革総合支援事業の一環として、教育の質的転換等の改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する。

## 私立高等学校等経常費助成費等補助 1,059億円(+35億円)

私立高校等の教育条件の維持向上、教育費負担の軽減、学校経営の健全性の向上を図るとともに、各高校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

(1) 一般補助 886億円(+15億円)

都道府県による私立高校等の基盤的経費への助成を支援

(2) 特別補助 144億円(+20億円)

私立高校等の特色ある取組を支援

- ・グローバル人材や情報活用能力の育成などの次世代を担う人材育成やアクティブ・ラーニング等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を強化
- ・障害のある幼児の受入れや長時間の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援等の充実 等

(3) 特定教育方法支援事業 28億円(+1億円)

特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援

## 私立学校施設・設備の整備の推進 402億円(+297億円)

私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。

特に、熊本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備えるべく、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。

(1) 耐震化の促進 225億円(+180億円)

- ・校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業等を重点的に支援
- ・平成28年度までの時限措置となっている耐震改築への補助制度を延長

(2) 教育・研究装置等の整備 176億円(+117億円)

教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援

※ ほかにも、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 700億円  
〔うち財政融資資金 417億円〕

# 平成29年度概算要求（私立大学等関係予算）のポイント

私立大学等経常費補助	3,278億円（3,153億円）	※括弧内は28年度予算額。数字は概数。
私立大学等教育研究活性化設備整備費	23億円（23億円）	
	【このほか、復興特別会計 18億円（18億円）】	

**一般補助【2,734億円(2,701億円)】** ※私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約83%  
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。

## 特別補助【544億円(451億円)】

2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、自らの特色を活かして改革に取り組む大学(地域で輝く大学やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等)に対する支援を強化する。

### ○地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業 5億円(新規) ※上記の特別補助の内数

地域の私立大学等が、自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域全体の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォーム形成や地域発展、大学間・産学連携など大学等の特色化・機能強化を支援する。

### ○私立大学等改革総合支援事業 229億円(167億円) ※上記の一般補助及び特別補助の内数

教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学に対して重点的に支援する。

### ○私立大学研究ブランディング事業 86億円(50億円) ※上記の特別補助の内数

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学に対して重点的に支援する。

### ○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 112億円(86億円) ※上記の特別補助の内数

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図る。特に、低所得層に対する授業料減免等については、補助率の嵩上げを行い、経済状況にかかわらず学ぶ意欲のある学生への高等教育を受ける機会保障の強化を図る。

減免対象人数:約1.2万人増(28年度:約4.8万人 → 29年度:約6.0万人)

※上記による支援に加え、熊本地震により被災した学生の授業料減免等への支援を実施。(28億円)

## 【復興特別会計】

### ○被災私立大学等復興特別補助 18億円(18億円)

東日本大震災により被災した大学の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

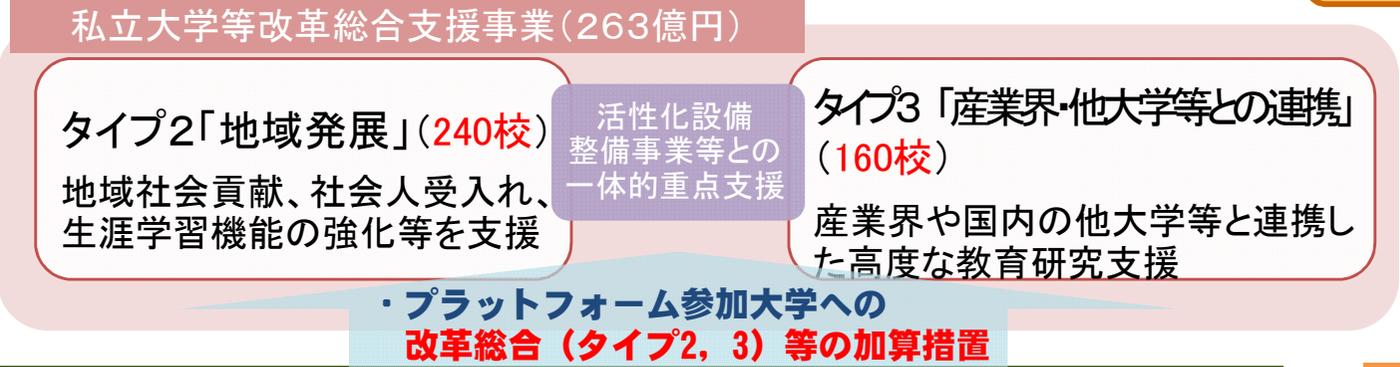
# 地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成と各大学等の特色化・機能強化の促進

平成29年度要求・要望額 476億円（平成28年度予算額 277億円）

- 地域の私立大学等が自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域の資源を集約して地域全体の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォームを形成。また、「私立大学等改革総合支援事業」とも連動し、プラットフォームの連携体制強化や地域発展、大学間・産業界との連携を加速。
- 特色ある研究を基軸として全学的な独自色を大きく打ち出す大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体とした重点支援等により、私立大学等を通じたイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を加速。

## 地域で輝く大学等への支援

## イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援



私立大学等の教育研究基盤整備(装置・設備)に対する支援  
(85億円)

## 地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業(5億円)【新規】



## 私立大学研究ブランディング事業(123億円)

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>タイプA【社会展開型】</b></p> <p>地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する研究を通じた取組</p> | <p><b>タイプB【世界展開型】</b></p> <p>全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究を通じた取組</p> |
|---|---|

施設・設備整備費補助との一体的重点支援

70~80件程度選定

# 私立大学等改革総合支援事業

平成29年度要求・要望額 263億円(201億円)

経常費	229億円 (167億円)
活性化設備費	23億円 (23億円)
施設・装置費	11億円 (11億円)

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 私立大学等の特色化・機能強化の促進に向けて、**タイプ2～4の選定校数を拡充**するとともに、**タイプ2及び3については、「地域を支える私立大学連携プラットフォーム形成支援事業」と連動し、加算措置を講ずる。**
- 対象は、延べ870校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)。

## 基本スキーム

### 地域を支える私立大学等連携プラットフォーム事業と連動

#### タイプ2「地域発展」(240校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

#### タイプ3「産業界-他大学等との連携」(160校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

#### タイプ4「グローバル化」(120校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

#### タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施 等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を追加的に支援

＜評価する取組(例)＞

- 多面的・総合的な入試への転換
- 高等学校教育と大学教育の連携強化
- アドミッションオフィス等の組織改善
- 追跡調査など選抜方法の妥当性の検証 等

# 私立大学研究ブランディング事業

平成29年度要求・要望額 123億円

[ 施設・装置：12億円 設備：25億円 経常費：86億円 ]

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

平成28年度予算額 72.5億円 [施設・装置：5.5億円 設備：17億円 経常費：50億円]

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

地域で輝く大学等への支援

## タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学（三大都市圏以外に所在）又は中小規模大学（収容定員8,000人未満）に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

## タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

## 選定方法と審査の観点（イメージ）

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定：70～80校程度

### 【事業体制】

- 事業実施体制の整備状況（学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制）
- 全学的な研究支援体制の整備状況（研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度）
- ブランディングに向けた検討状況（学内データ・外部意見を踏まえた検討）等

### 【事業内容】

- 事業目的（現状・課題の分析、分析内容に照らしたテーマ設定の適切性）
- 期待される研究成果（本事業の趣旨との整合性）
- ブランディングの取組（打ち出そうとする独自色、広報、大学運営へ反映する展望）等

## 補助条件等

- ・各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・経常費は最大5年間にわたり定額を措置（1校当たり年額2,000～3,000万円程度）
- ・補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円、設備500万円

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

## 基本スキーム

**対象期間**：平成27～32年度(2020年度)までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

**支援対象校**：地方の中小規模私立大学等のうち最大150校程度

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

**選定・配分**：経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・60~70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・70~80校程度	3,500万円(平均)

## 主な評価項目例

### ◆経営状況の把握・分析

- ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

### ◆組織運営体制の強化

- ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- ・監査体制の強化

### ◆学生募集・組織改編

- ・地域における入学志願動向調査の実施
- ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)

### ◆中長期計画の策定等

- ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
- ・中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB 枠での申請には、「経営改善計画」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。

### ◆人事政策・経費節減等

- ・人事考課の導入
- ・経費節減目標の設定

### ◆他大学等との連携

- ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
- ・他大学との学内施設等の共同利用

### ◆地域・産業界との連携等

- ・地域経済への波及効果の分析
- ・地方公共団体・企業からの資金提供

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。(Bのみ)

# 私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成29年度要求・要望額:112億円(86億円)

## ポイント

- 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等に対する支援を充実。特に、**低所得者層に対する授業料減免等については、補助率の嵩上げ**を行い、経済状況にかかわらず学ぶ意欲のある学生への高等教育を受ける機会保障の強化を図る。(対前年度比**1.2万人増**)

## 支援内容

### 1. 授業料減免事業等支援

支援対象:経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法:**家計基準300万円以下の学生に対する授業料減免等** 所要経費の**2/3以内**で支援。

家計基準841万円以下の学生に対する授業料減免等 所要経費の**1/2以内**で支援。

減免対象:**約6万人**(対前年度比**1.2万人増**)

### 2. 各大学における特色ある経済的支援策

#### (1) 卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

#### (2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

#### (3) 産学合同スカラーシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の事業を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)**【28億円】**
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所用経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)**【18億円の内数】**

# 平成29年度概算要求(私立高等学校等経常費助成費等補助)のポイント

※括弧内は28年度予算額。数字は概数。

## 私立高等学校等経常費助成費等補助

1,059億円(1,023億円)

### 1. 一般補助【886億円(872億円)】

- 幼児児童生徒数の増減及び幼児児童生徒1人あたり単価の増額。  
(小・中・高・幼 1.2%)

### 2. 特別補助等【172億円(152億円)】

- グローバル人材や情報活用能力の育成などの次世代を担う人材育成やアクティブ・ラーニング等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を強化。  
【32億円(18億円)】
- 障害のある幼児の受入れ(幼稚園等特別支援教育経費)【60億円】や長時間の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援等【48億円】の充実。  
【108億円(102億円)】
- 過疎高校【2億円】、授業料減免【3億円】、特別支援学校等【28億円】に対する支援を引き続き実施。  
【32億円(32億円)】

# 私立高等学校等経常費助成費等補助の概要

平成29年度要求・要望額 1,059億円（1,023億円）

※括弧内は28年度予算額。数字は概数。

## 私立高等学校等経常費助成費補助金

### ○ 一般補助 886億円（872億円）

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の教育に係る経常的経費について助成する場合、国から都道府県にその一部を補助。

### ○ 特別補助 144億円（124億円）

#### 幼稚園等特別支援教育経費 <60億円（57億円）>

都道府県が、障害のある幼児が2人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

#### 教育改革推進特別経費 <80億円（63億円）>

都道府県が、特色ある取組みや子育て支援に取り組む私立学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。（①教育の質の向上を図る学校支援経費、②子育て支援推進経費）

#### 過疎高等学校特別経費 <2億円（2億円）>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

#### 授業料減免事業等支援特別経費 <3億円（3億円）>

私立の高等学校等が、生活保護世帯や家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。（高等学校は、平成22年度から家計急変のみ国庫補助）

## 私立高等学校等経常費補助

### ○ 特定教育方法支援事業 28億円（27億円）

特別な支援が必要な私立高等学校等に対して、国が所要経費の一部を補助。

# 私立学校施設・設備の整備の推進

※（ ）は28年度予算額、[ ]は28年度第2次補正予算案

平成29年度要求・要望額 402億円（104億円） [301億円]

私立学校施設整備費補助金（他局計上分含む）	291億円（56億円） [301億円]
私立大学等研究設備整備費等補助金	97億円（32億円）
私立学校施設高度化推進事業費補助金	13億円（16億円）
＜他に、財政融資資金	417億円（417億円）＞

## 1. 耐震化等の促進

225億円（45億円） [301億円]

- 学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備を重点的に支援。
- 28年度までの時限措置となっている耐震改築への補助制度を延長。

耐震改築(建替え)事業	135億円
耐震補強事業	78億円
その他耐震対策事業(非構造部材等、利子助成)	13億円

## 2. 教育・研究装置等の整備

176億円（60億円）

- 各学校の個性・特色を活かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等を支援。

区分	補助対象事業	対象学校種	
		大学等	高校等
私立大学等の教育研究基盤整備	教育研究基盤の強化・人材育成機能の充実を図るために必要な教育研究装置・設備等	○	
私立大学研究ブランディング事業	特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組に必要な研究装置・設備等	○	
私立大学等改革総合支援事業	全学的・組織的な改革取組に必要な教育・研究装置等	○	
私立高等学校等IT教育設備整備推進事業	高等学校、中学校、小学校等のコンピュータ等IT教育設備		○
その他	校内LANの敷設工事、バリアフリー化工事、安全機能強化(防犯対策、アスベスト対策)工事、エコ改修工事 等	○	○

※端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。58

# 私立学校施設の耐震化等防災機能強化

平成29年度要求・要望額 225億円

(平成28年度予算額 45億円、平成28年度第2次補正予算案 301億円)

今般の熊本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急な児童・生徒等の安全確保が不可欠であり、私立学校施設の耐震化を一層促進することが必要。

## 【内容】

学校施設の耐震化の早期完了を目指し、校舎等の耐震改築（建替え）及び耐震補強による防災機能強化のための施設整備等に対し、重点的に財政支援。

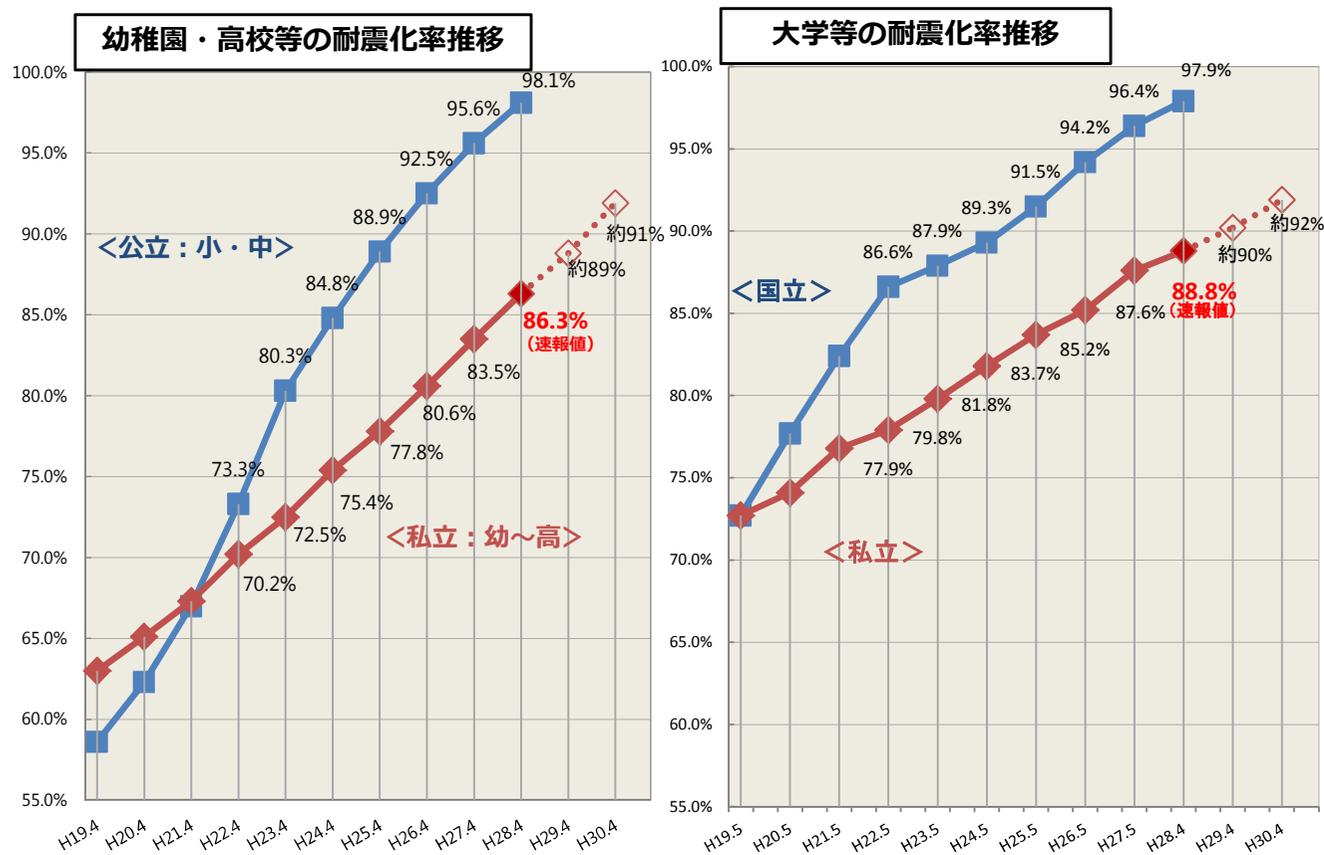
◆ **耐震改築（建替え）事業 135億円**  
 (28'予算額：18億円、28'補正予算案：195億円)  
 (補助率：大学1/2 高校等1/3)

28年度までの時限措置となっている耐震改築への補助制度を延長

◆ **耐震補強事業 78億円**  
 (28'予算額：16億円、28'補正予算案：101億円)  
 (補助率：大学1/2  
 高校等1/3 [Is値0.3未満の場合1/2])

◆ **その他耐震対策事業 13億円**  
 (28'予算額：11億円、28'補正予算案：5億円)  
 (非構造部材等、利子助成)

私立学校施設の耐震化については、耐震化率(\*)が高校等で約86%、大学等で約89%と、耐震対策が大幅に遅れている状況。 (\* )平成28年4月現在の速報値



※この他に、日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施 29'計画（貸付事業規模）：380億円  
 ※端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

# 私立大学等の教育研究基盤整備

平成29年度要望額 85億円

(平成28年度予算額 4億円)

我が国の大学の約8割を占め、公教育において大きな役割を担う私立大学等の教育研究基盤を強化することにより、多様で特色ある教育及び研究の一層の推進を図ることで、**今後の日本の産業競争力の鍵を握る人材育成機能を充実・強化**すると共に、**地域の経済活動の活性化を誘発**する。

## 教育研究基盤の充実・強化

- 私立大学等の教育研究基盤の整備に要する経費を支援し、人材の育成機能を充実・強化

【私立学校施設整備費補助金】私立大学等の教育・研究用の装置、ICT施設改造工事等の整備に係る経費の一部を支援<補助率：1/2 >

【私立大学等研究設備整備費等補助金】私立大学等の教育・研究用の設備、コンピュータ等IT教育設備に係る経費の一部を支援<補助率：2/3 or 1/2>

技術革新、科学技術の進展を担う人材育成に  
寄与する最先端の研究装置・設備



【高温高圧調理器】

農産加工品の食品科学に係る  
物理化学的解析序の解明



【自動ペプチド合成機】

筋疾患に対する統合創薬

経済・社会の発展を担う人材育成に  
貢献する教育装置・設備



【プロジェクター等による学習支援システム】

能動的な学習を促す環境整備

## VI. その他

# 高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革（骨子）

## ① 高等学校教育改革

- ◆ 学習指導要領の抜本的見直し、アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善。
- ◆ 生徒の学習意欲の喚起・学習改善を図るとともに、指導改善等に生かすことにより、高校教育の質の維持・向上を図るため、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入。

## ② 大学入学者選抜改革

- ◆ 各大学の個別選抜は、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の明確化と、その内容の入学者選抜方法への具現化を通じて、多面的な選抜方法をとるものに改善。
- ◆ 知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入。

## ③ 大学教育改革

- ◆ 入学者受入の方針のほか、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の一体的策定・公表と、カリキュラム・マネジメントの確立。認証評価制度の改革。
- ◆ アクティブ・ラーニングへと質的に転換。

# 大学教育改革 三つの方針の一体的な策定を通じた大学教育の改善

高校までに培った力を、大学教育を通じて更に向上・発展させ、社会に送り出すため、次の点について一貫した観点が必要

- ①大学教育を通じて、学生にどのような力を身に付けさせて卒業させるか
- ②そのために、どのような教育を実施するか
- ③このような教育を実施するに当たって、どのような学生を受け入れるのか

**入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）と併せ、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の一体的な策定の義務づけ（平成28年3月に制度改正）**

## ◎入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）

各大学が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのように評価するのかを明確化。 →**これに基づく入学者選抜**

## ◎教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

明確化された人材養成の目的や教育研究上の目的をもとに、各大学が、その達成に向け、体系的・組織的な教育課程を編成。 →**これに基づく体系的・組織的な教育課程の編成・実施**

## ◎卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

大学が学位を授与するにあたり、学生が大学教育を通じて修得すべき知識・能力等の到達目標を設定。

# 三つの方針の策定・公表に関する省令改正

## 《学校教育法施行規則の改正》

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。**

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成28年3月31日改正、平成29年4月1日施行)

## 大学教育の充実にに向けた PDCAサイクルの確立

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の  
質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化  
〈PDCAサイクルの起点〉

各大学の教育理念を踏まえ、  
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、  
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、  
具体的な入学者選抜方法の明示

## 《三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン》

(平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つの方針の策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・各大学において、  
①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

# 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について

## 教育再生実行会議

### 第5次提言(H26.7.3)

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

### 第6次提言(H27.3.4)

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議 (H26.10より開催 H27.3審議のまとめ)

### 【基本的方向性】

○ 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする

(国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組みとする必要性等を勘案)

## 中央教育審議会諮問(H27.4.14)

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」  
社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成(新たな高等教育機関の制度化)について、審議を要請

■ 中央教育審議会に、総会直属の特別部会を設置して、審議(実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会)

## 中央教育審議会「答申」(H28.5.30)

「社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い専門職業人養成のための新たな高等教育機関の制度化について」

## 経済財政運営と改革の基本方針2016 (H28.6.2閣議決定)

実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を進める。

## 「日本再興戦略」2016 (H28.6.2閣議決定)

…平成31年度の開学に向け、…今年中を目途に所要の法的措置を講ずることを目指す。更に、法案成立後速やかに、新たな時代に即した設置基準を整備する。

# 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のポイント

## 養成する人材

◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

●生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として

- ・生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上
- ・高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供

●その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として

- ・新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案
- ・新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓

など

など

◎ 高等教育の修了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高め ていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

《成長分野等で求められる人材例》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等も行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農業分野で、農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

**実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。**

**そうした教育を行うことを制度的に義務付けられた大学体系に位置付く機関として制度化。**

### 修業年限

◎ 2・3年制及び4年制の**複数の修業年限を制度化**。※高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供

◎ 4年制課程については、**前期・後期の区分制課程も導入**。

※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定

※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

### 教育内容・方法

《実践的な職業教育のためのカリキュラム》

◎ 分野の特性に応じ、**卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得**。

◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された**企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履**

\* 設置基準等により義務付け

\* 設置基準等により義務付け

《産業界・地域等のニーズの反映》

◎ **産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備**

《社会人等が学びやすい仕組み》

◎ **社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備**。

※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化

## 教員

- ◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
  - － **必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。**
  - － さらに、**専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。**
- ◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。
  - ※ 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。

\* 設置基準等により義務付け

## 受入れ 入学者の

- ◎ **専門高校卒業生、社会人学生、編入学生**など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- ◎ 入学者選抜では、**実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。**

## 質保証

- ◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。
  - ※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。
- ◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、**原則40人以下**とすることを義務付け。
- ◎ **大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表**を義務付け。
- ◎ 認証評価については、**専門団体との連携により、分野別質保証の観点を取り入れた評価**を導入。
  - ※ 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からのできる限り客観的な指標を取り入れ。

## 研究機能の 位置付け

- ◎ 新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。  
→ **職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向**

## 学位

- ◎ **実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称**を設定。
  - ※ 学位の種類としては、大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適当。
  - ※ 現行の大学・短大の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」、「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当

## 名称

- ◎ 例えば、4年制は、「**専門職業大学**」、「**専門職大学**」など。2・3年制は、「**専門職業短期大学**」、「**専門職短期大学**」など。
  - ※ さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

## 設置 形態

- ◎ **大学、短期大学**が、一部の学部、学科を転換させるなど、**新たな機関を併設**し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。

## 財政 措置

- ◎ 必要な財源の確保を図り、実践的な職業教育を行い、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていく。
  - ※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置を図ることを基本とする。
  - ※ 産業界等から求められる人材の養成とそのための多角的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。